

奈良県広域水道企業団公平委員会設置条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第12号

奈良県広域水道企業団公平委員会設置条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、
奈良県広域水道企業団に公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。